

◆ 『排水設備の清掃』 について ◆

I. 排水設備の清掃

庁舎における排水設備は、①汚水排水設備（トイレからの排水）、②雑排水設備（洗面所、流し、シャワー（浴室）等からの排水）、③雨水排水設備があります。

人事院規則では定期的な点検を定めた規定はありませんが、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（略称：建築物衛生法）」では、延べ面積が3,000㎡以上の事務所等においては、排水設備の清掃を6ヶ月以内ごとに1回行う事となっています。

排水設備の不具合により、汚水の漏出、悪臭の発生、ネズミやゴキブリ等の進入の原因となることもあるので、定期的な清掃及び日常から排水設備の状態を観察し、適切に管理することが必要です。

II. 日常的な点検

1. 汚水、雑排水が流れにくくなった、流れない、溢れる

【主な原因と考えられるもの】

①排水管の詰まり

汚物、大量のトイレットペーパー、落下物（携帯、筆記具、手帳、財布）等による排水の停滞、閉塞。

②固形物の付着

尿中の固形物（尿素など）が小便器排水系統の管内面に付着してスケールとなり堆積し流れにくくなる。

③排水管の腐食

排水管に鋼管又は鋳鉄管が使用されている場合、経年により管内面が腐食し、錆が発生し錆瘤となり流れにくくなる。

2. 悪臭がする

【主な原因と考えられるもの】

①トラップの封水切れ

排水トラップは、器具の排水口付近に設けられるもので、図に示すように内部に封水を溜めておくことにより、下水道や浄化槽からの悪臭を遮断すると共に、ネズミやゴキブリなどが室内へ侵入するのを防ぐ働きをしています。

長期間使用していない洗面器や流し台等は、トラップの封水が蒸発することにより、破れてしまうことがあります。このような器具には、水を流して封水を適正な状態に維持することが必要です。

